

新潟県選挙管理委員会規程第18号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条） 第1条 <u>（趣旨）</u> 第2章 投票（第2条） 第2条 <u>（投票に関する事項）</u> 第3章 開票（第3条—第8条） 第3条 <u>（投票の効力決定）</u> 第4条 <u>（投票の集計及び計算）</u> 第5条 <u>（投票点検結果の速報）</u> 第6条 <u>（投票点検結果報告）</u> 第7条 <u>（投票等処理の特例）</u> 第8条 <u>（略）</u> 第4章～第6章 <u>（略）</u> 第7章 審査公報（第14条—第17条） 第14条 <u>（略）</u> 第15条 <u>（配付）</u> 第16条 <u>（略）</u> 第17条 <u>（審査公報に関するその他の事項）</u> 第8章 補則（第18条） 第18条 <u>（指定都市に対するこの規程の適用）</u> 附則	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第1条 <u>（目的）</u> 第2条 <u>削除</u> 第2章 投票（第3条） 第3条 <u>（投票に関する事項）</u> 第3章 開票（第4条—第8条） 第4条 <u>（投票の効力決定）</u> 第5条 <u>（投票の計算）</u> 第6条 <u>（投票点検結果の速報）</u> 第7条 <u>（投票点検結果報告）</u> 第7条の2 <u>（投票等処理の特例）</u> 第8条 <u>（略）</u> 第4章～第6章 <u>（略）</u> 第7章 審査公報（第14条—第16条） 第14条 <u>（略）</u> 第15条 <u>（配付期間）</u> 第16条 <u>（略）</u> 第8章 補則（第17条） 第17条 <u>（「（ ）」の意味）</u> 附則

(趣旨)

第1条 この規程は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号。以下「審査法」という。）に基づいて執行する審査事務につき、必要な事項を定めるものとする。

(投票に関する事項)

第2条 投票については、新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年選挙管理委員会規程第4号。以下「事務取扱規程」という。）中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（洋上投票及び在外投票に関する部分を除く。）の例による。

(投票の効力決定)

第3条 審査法第26条の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号）第67条の例によって投票の効力を決定するときは、次の様式に準じて調製した効力決定表をそれぞれ投票の首位に編綴したものを開票立会人に回付して意見を聴いた後に、開票管理者が決定しなければならない。

- (1) 記載のない投票（すべての裁判官について罷免を可としない投票） 別記第1号様式の1
- (2) すべての裁判官に×の記号を記載した投票（点字投票については、すべての裁判官の氏名のみが記載されてある投票） 別記第1号様式の2
- (3) 1人以上の裁判官に×の記号を記載した投票（点字投票については、1人以上の裁判官の氏名のみが記載されてある投票） 別記第1号様式の3
- (4) 記載無効のある投票（点字投票については、裁判官の氏名が記載されてはあるが記載無効のある投票） 別記第1号様式の4
- (5) 無効投票 別記第1号様式の5

2 前項の場合において、点字投票は、点字投票以外の投票と別に処理するものとする。

(目的)

第1条 この規程は、最高裁判所裁判官国民審査法（以下「法」という。）に基づいて執行する審査事務につき、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

(投票に関する事項)

第3条 投票については、新潟県選挙事務取扱規程（以下「県選挙事務取扱規程」という。）中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(投票の効力決定)

第4条 法第26条（投票及び開票に関するその他の事項）の規定により公職選挙法第67条（開票の場合の投票の効力決定）の例によって投票の効力を決定するときは、記載のない投票（すべての裁判官について罷免を可としない投票）については別記第1号様式の1に準じて、裁判官のすべてに×の記号を記載した投票（点字投票については裁判官の全員の氏名のみが記載されてある投票）については別記第1号様式の1の2に準じて、×の記号のみを記載した投票（点字投票については裁判官の氏名のみが記載されてある投票）については別記第1号様式の2に準じて、記載無効のある投票（点字投票については裁判官の氏名が記載されてはあるが記載無効のある投票）については別記第1号様式の3に準じて、無効投票については別記第1号様式の4に準じて調製した効力決定表をそれぞれ投票の首位に編綴したものを開票立会人に回付して意見を聴いた後に開票管理者が決定しなければならない。

2 前項の場合において、点字投票は記号式投票と別個に処理するものとする。

(投票の集計及び計算)

第4条 投票の集計は、次の様式に準じて調製した集計簿に記入して集計するものとする。

(1) 前条第1項第3号に規定する投票の集計 別記第2号様式の1

(2) 前条第1項第4号に規定する投票の集計 別記第2号様式の2

(3) 前条第1項第5号に規定する投票の集計 別記第2号様式の3

2 投票の計算は、次の様式に準じて調製した計算表に記入して計算するものとする。

(1) 前条第1項第1号から第4号までに規定する投票の計算 別記第2号様式の4

(2) 前条第1項第5号に規定する投票の計算 別記第2号様式の5

第5条 (略)

(投票点検結果報告)

第6条 開票管理者は、審査法第21条の規定により審査分会長に対して投票の点検結果を報告する場合には、別記第3号様式に準じて報告しなければならない。

(投票等処理の特例)

第7条 審査に付される裁判官が1人の場合において、第3条、第4条及び第6条に規定する様式については、県委員会が別に定めることができる。

(開票に関するその他の事項)

第8条 本章に規定するもののほか、開票については事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票の例による。

(審査分会立会人の選任通知)

第9条 審査分会長は、審査法第27条第4項の規定により審査分会立会人を選任したときは、直ちに別記第4号様式に準じて通知しなければならない。

(審査分会に関するその他の事項)

第10条 本章に規定するもののほか、審査分会については事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙会の例による。

(衆議院小選挙区選出議員選挙の無投票の場合の投票及び開票に関する事項)

(投票の計算)

第5条 投票の計算は、別記第2号様式の2乃至4に準じて調製した集計簿並びに別記第2号様式の5及び6に準じて調製した計算表に記入して計算するものとする。

第6条 (略)

(投票点検結果報告)

第7条 開票管理者は、法第21条((投票の点検及びその結果報告))の規定により審査分会長に対して投票の点検結果を報告する場合には、別記第3号様式の投票点検結果報告書に準じてしなければならない。

(投票等処理の特例)

第7条の2 審査に付される裁判官が1人の場合において、第4条、第5条及び第7条に規定する様式については、県委員会が別に定めることができる。

(開票に関するその他の事項)

第8条 本章に規定するものの外、開票については県選挙事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票の例による。

(審査分会立会人の選任通知)

第9条 審査分会長は、法第27条第4項の規定により審査分会立会人を選任したときは、直ちに別記第5号様式の通知書により通知しなければならない。

(審査分会に関するその他の事項)

第10条 本章に規定するものの外、審査分会については県選挙事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙会の例による。

(衆議院小選挙区選出議員選挙の無投票の場合の投票及び開票に関する事項)

第11条 衆議院小選挙区選出議員の選挙が無投票となった場合における審査の投票及び開票の取扱いについては、事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

(掲示の形体)

第12条 審査法第52条の規定により市町村委員会がしなければならない審査に付される裁判官の氏名等の掲示は、別記第5号様式に準じてしなければならない。

(掲示に関しその他必要な事項)

第13条 本章及び公職選挙法等執行規程(平成7年選挙管理委員会規程第2号。以下「執行規程」という。)中衆議院小選挙区選出議員の選挙の氏名等の掲示の例によるほか、掲示に関し必要な事項は、市町村委員会がこれを定める。

(様式)

第14条 最高裁判所裁判官審査公報発行規程(昭和27年中央選挙管理会告示第4号)第7条の規定による審査公報の様式は、その都度これを定める。

(配付)

第15条 審査公報は、県委員会が市町村委員会に送付し、市町村委員会は、審査の期日前2日までに、審査に用いるべき選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対して配付しなければならない。

(字句の訂正)

第16条 審査公報の印刷に着手した後において字句の訂正を必要とするときは、新潟県報に、これを公示する。

(審査公報に関するその他の事項)

第17条 本章に規定するもののほか、審査公報については執行規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙公報の例による。

(指定都市に対するこの規程の適用)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の

第11条 衆議院小選挙区選出議員の選挙が無投票となった場合における審査の投票及び開票の取扱いについては、県選挙事務取扱規程中衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

(掲示の形体)

第12条 法第52条((裁判官の氏名の掲示))の規定により市町村委員会がしなければならない審査に付される裁判官の氏名等の掲示は、紙又は木板を用い、その大きさは概ね縦75センチメートル、横1メートル以上とするものとする。

(掲示に関しその他必要な事項)

第13条 本章に定めるものの外、掲示に関し必要な事項は市町村委員会がこれを定める。

(様式)

第14条 最高裁判所裁判官審査公報発行規程第4条の規定による審査公報の様式は、その都度これを定める。

(配付期間)

第15条 審査公報は、審査の期日前2日までに市町村委員会を通じ審査に用いるべき選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対して配付する。

(字句の訂正)

第16条 審査公報の印刷に着手した後において字句の訂正を必要とするときは、新潟県公報に、これを公示する。

(「(())」の意味)

第17条 この規程中「条」及び「項」の下に付したかつこ「(())」書は、法の各条項を引用する場合の便宜をはかるための見出しであって、各規定の内容を限定する意味を有するものと解釈されてはならない。

19第1項の指定都市においては、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。

第1号様式の2（有効投票効力決定表（すべての裁判官に×のあるもの）の様式）

(B)表 有効投票効力決定表（すべての裁判官に×のあるもの）
(略)

第1号様式の3 (略)

第1号様式の4 (略)

第1号様式の5 (略)

第2号様式の1 (略)

第2号様式の2 (略)

第2号様式の3 (略)

第2号様式の4 (略)

第2号様式の5（投票計算表（その2）の様式）

(略)

(略)	点字投票以外の投票
-----	-----------

第3号様式（投票点検結果報告書様式）

(略)

何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 印

(略)

1・2 (略)

3 投票計算表（その1～その3）

注 1 投票に関する調は別紙附表の1及び附表の1の2によること

2 投票計算表（その1及びその2）は第2号様式の4及び第2号様式の5によること

第1号様式の1の2（有効投票効力決定表（裁判官のすべてに×のあるもの）の様式）

(B)表 有効投票効力決定表（裁判官のすべてに×のあるもの）
(略)

第1号様式の2 (略)

第1号様式の2の2 削除

第1号様式の3 (略)

第1号様式の4 (略)

第2号様式の1及び第2号様式の1の2 削除

第2号様式の2 (略)

第2号様式の3 (略)

第2号様式の4 (略)

第2号様式の5 (略)

第2号様式の6（投票計算表（その2）の様式）

(略)

(略)	記号式投票
-----	-------

第3号様式（投票点検結果報告書様式）

(略)

何市(町)(村)開票管理者 氏名 印

(略)

1・2 (略)

3 投票計算表（その1及びその2）

4 投票計算表（その3）

注 1 投票に関する調は別紙附表の1及び附表の2によること

2 投票計算表（その1及びその2）は第2号様式の5及び第2号様式の6によること

3 (略)

附表の1 (投票に関する調 (その1) の様式)
(略)

(略)	左のうち選挙当日選挙権を有しない者の数	選挙当日選挙権を有しない者で期日前投票をした者	選挙当日の有権者数	(略)		投票率
				投票者数	棄権者数	
	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)

- 注 1 (略)
- 2 (キ) 欄、(ク) 欄及び(ケ) 欄には、選挙権のないため不受理とした数は含めないこと。(投票管理者が作成する場合、選挙権のないため仮投票した数についても同様とする。)
- 3 (コ) 欄については、小数点3位を四捨五入して2位にとどめること。
- 4 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ケ) 欄及び(コ) 欄に斜線を引くこと。
- 5 (略)

附表の1の2 (投票に関する調 (その2) の様式)
(略)

3 (略)

附表の1 (投票に関する調 (その1) の様式)
(略)

(略)	左のうち選挙当日選挙権を有しない者の数	選挙当日の有権者数	(略)		投票率
			投票者数	棄権者数	
	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)

- 注 1 (略)
- 2 (カ) 欄、(キ) 欄及び(ク) 欄には、選挙権のないため不受理とした数は含めないこと。(投票管理者が作成する場合、選挙権のないため仮投票した数についても同様とする。)
- 3 (ケ) 欄については、小数点3位を四捨五入して2位にとどめること。
- 4 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者が作成する場合は、(ク) 欄及び(ケ) 欄に斜線を引くこと。
- 5 (略)

附表の1の2 (投票に関する調 (その2) の様式)
(略)

(略)

			点 字 投 票 者 数
投票所におけるもの (キ)	期日前投票所におけるもの (ク)	不在者投票によるもの (ケ)	

注 1・2 (略)

3 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(キ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ク)欄には期日前投票所においてなされたもの(期日前投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ケ)欄には不在者投票によってなされたもの(不在者投票の代理投票の仮投票を含む。)を記載すること。

4～6 (略)

第4号様式 (略)

第5号様式 (裁判官の氏名等の掲示の様式)

			裁判官氏名	何市(区)(町)(村)選挙管理委員会 最高裁判所裁判官国民審査に付される 裁判官の氏名等の掲示	何年何月何日執行
			最高裁判所の裁判官に 任命された年月日		

備考

1 この様式は、審査の投票における投票所内の投票

(略)

		点 字 投 票 者 数
投票所におけるもの (キ)	不在者投票によるもの (ク)	

注 1・2 (略)

3 「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(キ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ク)欄には不在者投票によってなされたもの(不在者投票の代理投票の仮投票を含む。)を記載すること。

4～6 (略)

第4号様式の1から第4号様式の4まで 削除

第5号様式 (略)

の記載をする場所その他適当な箇所及び市区町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 裁判官の氏名にはふりがなを付すものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。